

指定訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス）
運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐賀キリスト教事業団が開設する指定訪問介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問（介護予防訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス）事業所（以下「事業所」という。）が行なう指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問（介護予防訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護（要支援）状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び第1号訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス）を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条

- 1 指定訪問介護の運営方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(第1号訪問介護事業の運営の方針)

第3条

- 1 第1号訪問介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 第1号訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を第1号訪問介護事業者へ報告することとする。
- 3 第1号訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを中心としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 この事業を行う事情所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 シオンの園 ホームヘルプサービス
- ② 所在地 佐賀市大和町大字久留間3865番地1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 1
- (2) サービス提供責任者（介護福祉士） 3以上
- (3) 訪問介護員（介護福祉士、ヘルパー1級） 5以上

前項に定めるものの他、必要がある場合は定数を超える、又はその他の職員を置く事ができる。

(職務分掌)

第6条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・ 訪問介護計画等の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業所等との連携に関すること。
- ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日までの365日営業とする。
- ② 営業時間 午前7時から午後11時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 事業の内容及びその他の費用の額

(事業の内容及びその他の費用の額)

第8条

- 1 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。
 - ① 身体介護
 - ② 生活援助
- 2 第1号訪問介護の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。
 - ① 訪問型独自サービス（I）…1週に1回程度
 - ② 訪問型独自サービス（II）…1週に2回程度
 - ③ 訪問型独自サービス（III）…1週に2回を超えた場合

但し、生活援助型訪問サービスの提供に際しては、生活援助に関することのみの提供となります。
- 3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 事業の実施地域を越える地点から、1キロメートルあたり 37 円
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第5章 通常の事業の実施地域

(事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、佐賀市、小城市とする。

第6章 虐待防止における対応方法

(虐待防止)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じなければならない。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (4) 利用者及び家族からの相談体制の整備
- (5) その他虐待防止のための必要な措置
- (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービスの提供中に事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者等に通報するものとする。

第7章 身体拘束等の適正化

（身体拘束）

第11条 サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

- 2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 身体的拘束等の適正化を図るため以下の措置を講ずる。
- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について周知徹底を図る。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第8章 緊急時における対応方法

（緊急時における対応）

第12条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第9章 その他運営についての留意事項

（その他運営についての留意事項）

第13条

- 1 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後 1 カ月後
 - ② 繼続研修 年 3 回
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は佐賀キリスト教事業団（法人、開設者等）と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則 この規程は、2006（平成18）年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、2010（平成22）年1月5日から施行する。
- 附則 この規程は、2014（平成26）年10月1日から施行する。
- 附則 この規程は、2015（平成27）年8月1日より施行する。
- 附則 この規程は、2018（平成30）年8月1日より施行する。
- 附則 この規程は、2018（平成30）年10月1日より施行する。
- 附則 この規程は、2019（令和元）年11月1日より施行する。
- 附則 この規程は、2021（令和3）年4月1日より施行する。
- 附則 この規程は、2023（令和5）年8月1日より施行する。
- 附則 この規程は、2024（令和6）年4月1日より施行する。